

## 有報提出遅延と上場廃止

制度調査部  
横山 淳

### 東証上場制度総合整備プログラム

#### 【要約】

- 2007年6月22日、東証は「上場制度総合整備プログラム2007に基づく上場制度の整備等について」を公表した。この中で、有価証券報告書等の提出遅延を理由とする上場廃止の取扱いを見直すこととしている。
- 改正案では、従来の有価証券報告書等の提出遅延による監理ポスト割当（新制度では「監理銘柄（仮称）」指定）までの猶予期間（現行8日間）を廃止することとしている。
- また、「天災地変など上場会社の責めに帰すべからざる事由」がある場合には、有価証券報告書等の提出遅延により上場廃止となる基準を「法定期限経過後3ヶ月」（原則は1ヶ月）に延長することとしている。

#### はじめに

- 2007年6月22日、東京証券取引所（以下、東証）は「上場制度総合整備プログラム2007に基づく上場制度の整備等について」を公表した<sup>1</sup>。
- これは、2007年4月に公表された「上場制度総合整備プログラム2007」<sup>2</sup>に盛り込まれたテーマのうち、「直ちに実施する事項（第一次実施事項）」を実現するためのものである。
- 本稿では、有価証券報告書等の提出遅延を理由とする上場廃止の取扱いの見直しについて紹介する。

#### 1. 有価証券報告書等の提出遅延と上場廃止

- 言うまでもなく、有価証券報告書や半期報告書は、わが国における企業情報の継続開示の中核的な役割を担っている。その意味では、投資家が投資判断を行うに当たって、最も重要な情報源の一つであるとも言える。
- そのため、証券取引法（金融商品取引法）では、有価証券報告書等の虚偽記載や不提出に対して、刑事罰をもって厳しい姿勢で臨んでいるのである（証券取引法197、197の2、金融商品取引法197、197の2）。
- また、証券市場の開設者である証券取引所も有価証券報告書等に関連して、次のような場合に

<sup>1</sup> 東証のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/comment/070622-jojo1.pdf>) に掲載されている。

<sup>2</sup> 東証のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/index.html>) に掲載されている。

は上場廃止処分とすることとしている（現行東証上場廃止基準2①十、十一）。

- ①監査報告書等を添付した有価証券報告書・半期報告書を、法定期限（期末・中間期末後3ヵ月以内）経過後1ヶ月以内（つまり、期末・中間期末後4ヵ月以内）に提出しなかった場合
- ②有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大である場合
- ③監査報告書等に「不適正意見」「意見の表明をしない旨」が記載され、かつ、その影響が重大である場合

○今回の改正案では、①（いわゆる提出遅延）による上場廃止の取扱いについて、次のような見直しを行うこととしている。

- ◇従来の有価証券報告書・半期報告書の提出遅延による監理ポスト割当（新制度では「監理銘柄（仮称）」指定）までの猶予期間（現行8日間）を廃止する
- ◇提出遅延に、「天災地変など上場会社の責めに帰すべからざる事由」がある場合には、有価証券報告書等の提出遅延により上場廃止となる基準を「法定期限経過後3ヶ月」（原則は1ヶ月）に延長する。

## 2. 監理ポスト割当（監理銘柄指定）の取扱い

- 上場廃止となるおそれがある銘柄については、（実際に上場廃止が確定する前に）投資家への事実を周知するために、「監理ポスト」への割当（新制度では「監理銘柄（仮称）」への指定）が行われる。
- 有価証券報告書・半期報告書の提出遅延については、前述の通り、提出が法定期限より1ヶ月遅れると上場廃止が確定する。しかし、実際には、上場廃止が確定する（提出が法定期限より1ヶ月置遅れる）よりも前の段階で、「提出遅延により上場廃止となるおそれがある」として、「監理ポスト」への割当（新制度では「監理銘柄（仮称）」への指定）が行われるのである。
- 有価証券報告書・半期報告書の提出遅延により監理ポスト割当（新制度では「監理銘柄（仮称）」への指定）が行われるタイミングを、現行ルールと改正案とで比較すると次のようになる（現行東証「監理ポスト及び整理ポストに関する規則」7①(i)など）。

現行	改正案
次のいずれかに該当した場合に監理ポストに割り当てる	次のいずれかに該当した場合に監理銘柄（仮称）に指定する。
①法定期限経過後8日目までに提出できる見込みがない旨を、法定期限までに開示している。	①法定期限までに提出できる見込みがない旨を、法定期限までに開示している。
②法定期限経過後8日目までに提出できる見込みがない旨を、法定期限以降に行った。	—
③法定期限経過後8日目までに提出していない。	②法定期限までに提出していない。

○要約すれば、現行ルールでは、有価証券報告書・半期報告書の提出が法定期限より遅れても、監理ポストに割り当てられるまでには、事実上、8日間の猶予期間が認められている。改正案

では、この事実上の猶予期間が廃止されることになる。

- 改正の趣旨について、東証は「現在の実務では迅速な提出状況の確認が可能であることから見直す」と説明している。

### 3. 例外規定

- 現行の上場廃止基準では、法定期限経過後1ヶ月以内に有価証券報告書・半期報告書が提出されなければ、上場廃止となる。特段の例外規定は設けられていない。
- 改正案では、現行の上場廃止基準の原則は維持しつつ、例外的に「当取引所（東証）が別に定める場合」には、上場廃止となる基準を「法定期限経過後3ヶ月」に延長する特例措置を設けることとしている。
- 「当取引所（東証）が別に定める場合」とは、具体的には次のケースを指定することが予定されている。

天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合
-----------------------------------

- これは現行の「監査報告書等に『不適正意見』『意見の表明をしない旨』が記載され、かつ、その影響が重大である」ことに基づく上場廃止について設けられている特例措置を踏まえたものと考えられる（現行東証「株券上場廃止基準の取扱い」1. (10) bなど）。

### 4. 今後の予定

- 東証は、今回の改正案について、意見募集（期限は2007年7月23日）に寄せられた意見などを踏まえて、2007年10月を目途に新しい規則を実施することを予定している。